

各部門のあゆみ



医 局



医局のあゆみ

当センターは平成4年9月に精神保健総合センターとして開設されました。“保健総合”の意味は、地域保健部門を核に、病院部門としての診療部、社会復帰部門としての精神科デイケアの3部を統合するというものでした。開設の理念は、滋賀県民の精神保健ニーズに総合的、専門的に対応し、精神的健康の保持向上から精神障害の予防・治療・社会復帰までの一貫したサービス提供と、県内の保健、医療、福祉等関係諸機関との連携・協力を目指すものでした。

医局は、センター所長かねて病院長を筆頭に、3部の部長と医長以下で構成され、合計10名の医師で発起しました。地域保健活動は、県内7つの保健所に担当制で医局医師を配置し、保健所を中心として地域関係機関への技術協力を開始しました。社会復帰部は、精神障害者の社会復帰を優先すべき行政課題として取り組み始めたもので、当時としては先進的でした。精神障害者の社会復帰、社会参加を促進することを目的に生活機能の回復訓練、具体的には地域医療機関からの紹介患者および当センターの外来と退院後の患者を対象にデイケアを行うとともに社会復帰に関する相談・指導を開始しました。診療部は、2病棟100床の入院病床を運用し、アルコール依存症や思春期青年期精神障害を対象として入院治療や外来通院治療を開始しました。また、県内精神科病院と連携して当番制で精神科救急外来や、内科医による精神科合併症に対する外来診療を行いました。

しかし平成18年4月1日には、県立病院の運営について県が地方公営企業法の全部適応を決定し、その結果県立精神保健福祉センターと県立精神医療センターとに分離しました。医局は後者に所属し、従前の知事直属から病院事業庁が経営するものに変更されました。組織的には分離独立することになりましたが、構造的には両センターは隣接・一部協同しており、機能的にも地域保健にかかる技術支援は医局医師が中心に継続しています。

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」が平成17年に施行されたことに伴い、平成25年11月、当センターは同法の指定入院医療機関として、医療観察法による入院処遇を要する対象者に精神医療を提供することを開始しました。近畿厚生局管内では、奈良県、大阪府に次ぐ3番目に開設した指定入院医療機関であり、病床数は20床で予備病床3床です。

さて、令和4年4月に開設30周年を迎えました。医局は、病院長以下9人の常勤医師からなります。外来診療は予約制を原則とし、精神科一般外来は月曜日から金曜日まで2～4診開き、特殊外来はアルコール専門外来、思春期専門外来は中高生ころの専門外来を設置しています。また、医療機関、警察、消防からの緊急診療要請や時間外受診者には救急外来当番を設置し対応しています。内科外来は、1診で当センターに受診する精神科患者の内科合併症に対応しています。また、外来には検査機器として、MRI装置、CT装置、超音波装置、光トポグラフィー（NIRS）などを有し、器質性精神障害や中毒性精神障害、その他の精神障害の鑑別診断の補助として活用しています。

入院診療は、病棟数は3、病床数は123です。本館1階1病棟（50床）は、精神科急性期治療病棟入院料1の施設基準を取得し、急性期精神障害者の入院治療を中心に、思春期精神障害や摂食障害等の治療を行っています。発達障害については、中核症状は入院の適応にはならないものの、顕著な二次障害には入院治療の対応をしています。TEACCH 理論に基づいた生活空間の視覚的構造化や時間的因子の構造化を行い、併せて非構造的な過ごせなさを緩和するために入院作業療法を導入するなどしています。本館2階第2病棟（50床）は、統合失調症、双極性感情障害をはじめアルコール依存症リハビリテーションプログラムを中心とした治療や長期入院精神障害者の退院促進プログラムを行っています。

隣接する別棟にある第3病棟（23床）は、医療観察法指定入院病棟です。各入院患者に対して医師、看護師、臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士による多職種治療チームを形成し、専門性を発揮するとともに、合議による治療課題や退院に向けて環境整備などを進めています。個別の診療以外に集団や個別の治療プログラムを実施しています。さらに各患者の治療評価については「治療評価会議」（毎週）や「運営会議」（毎月）で検討し、治療の向上と均霑化に努めています。

また、医局では、毎朝に医局会、月水金の隔日で急性期病棟のミーティングを行い病床の合理的・効率的運用を行っています。月1回病床管理運営委員会を開催し、患者の動向の把握、主に医療機関である地域からのニーズ、診療場面での多職種間の連携・協力体制の確認を行っています。その他、1）県内で発生する措置や鑑定にかかる診察や保健所の精神保健相談等、地域からの派遣要請には医局からの医師派遣に積極的に応じています。2）医師の初期研修については医師臨床研修協力病院として、市立大津市民病院と県立総合病院、滋賀医科大学医学部附属病院から研修医を受け入れ、外来および入院診療の研修指導を行っています。3）平成30年度からは医師専門医制度の連携病院として滋賀医科大学精神科専門研修プログラム委員会にも参加しています。

現在、コロナ禍や戦争など社会情勢は極めて不安定であり、一方で高齢化社会や AI 等の技術革新、働きかた改革等による生活様式の大きな変化が予想されます。結果として精神的な新たな課題の出現も危惧されます。精神医療センターは医局を初め一体となって、今後とも各機関と連携し地域の課題を見つけて対応していきます。創設時からの理念である精神的健康の保持向上から精神障害の予防・治療・社会復帰までを引き続き目指していきます。

院長 大井 健

薬 剤 科



適切な薬物療法を目指して

薬剤科では、調剤業務、薬剤管理指導業務、DI（医薬品情報管理）業務、薬学生実務実習の受け入れ、各種講義、チーム医療への参加、医薬品管理業務等様々な業務を行っています。

開設当初50床で始まった病棟も次の年には100床へ増加となり内科も増設され、平成25年1月には医療観察法病棟開棟もありそれに伴って薬剤科業務も拡大してきました。

平成27年3月には電子カルテが導入され、調剤システムへの連動と適切な運用を通じて、業務の効率化や医療安全に大きく貢献しています。

薬剤管理指導業務では、薬物療法で使用する医薬品の種類が増え続ける中、患者さんに合った指導方法でわかりやすく、丁寧な指導を心掛けています。最近では合併症を伴った入院患者さんも多く持参薬の鑑別も重要となっており、医師の依頼に基づき随時行っています。また、持参薬の一包化も実施しています。

DI業務では、医薬品の多岐にわたる質問・相談への対応や薬局ニュース発行等を通じた医療スタッフへの情報提供に力を入れて取り組んでいます。

また、次世代を担う薬学生への実習、新人看護師や患者ご家族への薬の講義も行っています。

近年では、調剤業務が主となっていた時代から病棟での他職種連携やチーム医療に積極的に関わる業務が主となり、対物業務から対人業務への切り替えが進んでいるため、チーム医療の一翼を担うように取り組んでいます。平成26年に施行された改正薬剤師法では、仕事の内容が一段と増加し、チーム医療を担う一員として、責任も格段に大きくなりました。それに対応するべくして、病棟での業務に参加出来るように調整しています。患者さんが安全に治療を受けられるように、院内で使用される医薬品の適正使用に目を配り、安全管理に対しても十分注意をはらうよう努力しています。

病院内での薬剤師業務の展開、地域連携への貢献などこれからも様々な課題に取り組む必要があると思われまます。今後も薬の専門家として患者さんに寄り添い、他の医療スタッフと協働してより良い医療を提供できるようにしていきたいと思っています。

薬剤長 中山 真理子

放射線科



◀MR装置



◀CT装置



X線装置▶



操作室▶

画像検査でこころの健康創り

平成4年の開設時にはX線撮影装置とともに当時、次第に普及し始めた最先端の放射線機器であったCT、MR装置も導入されることとなりました。とりわけ高スペックな機種ではないにしろ、精神疾患の画像診断への期待と意気込みを改めて感じさせられます。

困難とされる精神疾患の診断において身体疾患と類似する症状があり、精神疾患と鑑別する手段のひとつとして画像検査は有力な手がかりとなります。早期の正確な確定診断を行うことでスムーズな治療へと継ぐことができます。合併症や経過観察を要する疾患においても重要な役割を果たします。また、センター内に放射線機器やMR装置が設置されたことにより、緊急を含めた必要な時の迅速な検査実施や、患者さんの状況に合わせながら極力負担の少ない画像検査実施が可能となります。

医療機器は年々進化し、当センターにおいても時代・社会背景や診療のニーズに応じた機種を配備し画像検査を提供しています。平成16年にはこれまでのアナログのX線フィルムからデジタル変換のコンピューテッド・ラジオグラフィを導入、平成22年にはそれまでの1テスラから1.5テスラのより強度磁場のMRを導入、平成28年には16列マルチスライスCTを導入しています。検査時間が短時間になったこと、画像が高画質になったこと、機能が拡張したことにより、一般的な医療を取り巻く社会と照らし合わせ、標準的な医療の質を維持してきました。これらを含めた環境整備により、このたびの突然の新型コロナウイルスによる画像診療にも対応することができ患者さんの病態把握の大きな手助けとなりました。

放射線科では画像検査において安全で確かな医療の提供に心がけています。今後もさらに画像装置の進歩とともに専門的知識を向上させ、周囲の部門との協調を図り、当センターの理念にも掲げる人権と環境に配慮したこころの健康創りの一端を担うよう努めていきます。

技師長 清水 道明